参　考

特定放射性廃棄物の最終処分費用及び拠出金単価の改定について

令和８年１１月２０日
資源エネルギー庁
放射性廃棄物対策課

１．これまでの経緯

第一種特定放射性廃棄物[注1)]の最終処分費用（第一種最終処分業務に必要な費用）については、平成１２年９月の総合資源エネルギー調査会原子力部会において、第一種特定放射性廃棄物４万本を最終処分する費用として、２兆９，３０５億円となることが確認され、同部会で了承された単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額（拠出金単価）の算定式に基づき、同年１２月に通商産業省令において、第一種特定放射性廃棄物１本当たりの拠出金単価を３５，９１７千円と定めた。

拠出金単価については、平成１３年１０月の総合資源エネルギー調査会原子力部会で了承された毎年の拠出金単価の見直し手法により、最新価格に更新し毎年改定されているところであり、本年２月にも、拠出金単価を２４３，７０８千円と定め、経済産業省令の改正を行ったところである。

注１）第一種特定放射性廃棄物とは、使用済燃料の再処理後に残存する物を固型化した物（ガラス固化体）をいう。

第二種特定放射性廃棄物[注2)]の最終処分費用（第二種最終処分業務に必要な費用）及び単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額（拠出金単価）の算定方法、見直しの考え方については、平成２０年２月に行われた総合資源エネルギー調査会原子力部会において、第一種特定放射性廃棄物と同じ考え方を踏襲して行うことが了承された。

この考え方に基づき、第二種特定放射性廃棄物の最終処分費用及び拠出金単価の算定を行い、総費用は7，４３９億円、拠出金単価は３４，５３６千円となることが、同部会において確認されている。第一種特定放射性廃棄物と同様に最新価格に更新し毎年改定されているところであり、本年２月にも、拠出金単価を６３，９８２千円と定め、経済産業省令の改正を行ったところである。

注２）第二種特定放射性廃棄物とは、最終処分対象となるＴＲＵ廃棄物をいう。
ＴＲＵ廃棄物（長半減期低発熱放射性廃棄物）とは、超ウラン（Trans-Uranium）元素を含む放射性廃棄物を指しており、放射能の減衰に長期間を要する。

２．特定放射性廃棄物の最終処分費用について

（１） 過去の原子力部会で了承された最終処分費用見直しの基本的考え方

① 毎年の最終処分費用（年度展開を含む）の見直しに関しては、下記の３つの見直しが考えられる。

ａ）前提条件の大幅な変更に伴う見直し
地域共生策の具体化、最終処分計画の変更など、最終処分費用算定の前提条件の大幅な変更に伴う見直し

ｂ）前提条件の軽微な変更に伴う見直し
消費税や固定資産税の税率変更が生じた場合の見直し。また、業務内容の変更を伴わないスケジュールの遅延や調査数量の増減等、前提条件の軽微な変更に伴う見直し

ｃ）最新価格への更新
人件費単価及び物品費等の最新価格への更新

② 上記のうち、ａ）の前提条件の大幅な変更に伴う見直しについては、原子力部会で審議する。ただし、その他の見直しについては、機械的に実施可能であることから、原子力部会における審議は行わない。

（２） 今回の最終処分費用

① 前提条件の大幅な変更に伴う見直しは無く、人件費単価及び物品費等の最新価格への更新等を行う。

［見直しの例］

- 人件費については、技師長、主任技師などの職種ごとに、賃金センサス、建設物価等の最新年単価に基づき、再計算を行う。
- 物品費等のうち、砂、砕石などの主要資材については、建設物価等の最新年単価に基づき、再計算を行う。
- また、物品費等のうち、ベントナイト、オーバーパックなどについては、個別の単価積み上げでなく一式で積算されているため、企業物価指数等の変動率に基づき、再計算を行う。

② 上記に基づき、最終処分費用の計算を行った結果は、次のとおり。

第一種最終処分業務に必要な費用[注３）]

	令和８年度（今回）	令和７年度（前回）
軟岩系（堆積岩）	３９，７３６億円	３８，０９９億円
硬岩系（結晶質岩）	３８，０５４億円	３６，４６９億円
平　均	３８，８９５億円	３７，２８４億円

第二種最終処分業務に必要な費用[注３）]

	令和８年度（今回）	令和７年度（前回）
軟岩系（堆積岩）	９，７３５億円	９，３６８億円
硬岩系（結晶質岩）	１１，０７６億円	１０，６７２億円
平　均	１０，４０６億円	１０，０２０億円

注３）処分地が決まっていないため、軟岩系（堆積岩）に処分する場合と、硬岩系（結晶質岩）に処分する場合の２ケースについて処分費用を算出した。

３．単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額（拠出金単価）について

（１）平成１２年の原子力部会で了承された拠出金単価の算定式
拠出金単価は、以下の算定式により算定する。

$$\text{拠出金単価} = \frac{\text{最終処分業務を行うために今後必要な費用の総額の現在価値} - \text{最終処分拠出金の積立残高（運用益を含む）}}{\left(\text{最終処分を行う特定放射性廃棄物の総量} - \text{既に拠出金が手当された特定放射性廃棄物の量}\right)\text{の現在価値}}$$

（２）今回の拠出金単価の考え方

拠出金単価の算定上必要となる事項は、以下のとおり。

① 最終処分費用の見積り

上記２．参照

② 支出実績等の反映

過去の実績については、原子力発電環境整備機構の支出実績額及び認可予算額に置き直し、それにより生じる計画との差額については、当該年度の翌年度以降５年間に均等配分（又は減額）する。

第一種特定放射性廃棄物の量の実績については、拠出済みの拠出金に相当する第一種特定放射性廃棄物の本数に置き直し、計画との差については、発電用原子炉設置者ごとに、原則として４万本に到達する年の第一種特定放射性廃棄物の本数で増減させる。

また、第二種特定放射性廃棄物の量の実績については、拠出済みの拠出金に相当する第二種特定放射性廃棄物の量（m^3）に置き直し、計画との差については、発電用原子炉設置者等ごとに、原則として約１８，１００m^3に到達する年の第二種特定放射性廃棄物の量で増減させる。

③ 割引率

現在価値を求めるための割引率については、平成１７年９月の原子力部会において、拠出金単価の経年的な平準化により制度を安定的に運用するため、毎年割引率を見直すことが了承され、直近１０年間の金利・物価[注4)]の実績データの平均値を用いて算定してきたところ。

今次改定にあたっては、過去５年にわたり、金利の上昇を大きく超えた物価の上昇に伴う割引率の大幅な低下により、拠出金単価の急激な上昇が続いていることを踏まえ、支払期間における負担の公平性を確保する観点から、割引率について、より長期（直近１５年間）の金利・物価の実績を勘案することとし、今回は以下のとおり、△０．６%[注5)]とした。

	10年国債の応募者利回り（年平均）（A）	消費者物価指数　前年比（生鮮食品を除く）（B）	割引率（A－B）
平成23年	1.147%	△0.3%	
平成24年	0.860%	△0.1%	
平成25年	0.721%	0.4%	
平成26年	0.565%	2.6%	
平成27年	0.380%	0.5%	
平成28年	△0.031%	△0.3%	
平成29年	0.061%	0.5%	
平成30年	0.082%	0.9%	
令和元年	△0.090%	0.6%	
令和２年	0.005%	△0.2%	
令和３年	0.065%	△0.2%	
令和４年	0.211%	2.3%	
令和５年	0.571%	3.1%	
令和６年	0.883%	2.5%	
令和７年	1.473%	3.1%	
平均値	0.460%	1.03%	△0.6%

注４）金利は１０年国債の応募者利回り（年平均）、物価は消費者物価指数（生鮮食品を除く）前年比。

注５）割引率は、小数点第１位未満を四捨五入。

④　特定放射性廃棄物の発生量

特定放射性廃棄物の将来分の発生量見込みについては、平成２０年３月に改定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」に基づく数量とする。

⑤　最終処分積立金残高

最終処分積立金残高は、算定年の前年度末における資金管理主体における最終処分積立金の残高とする。

（３）今回の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額（拠出金単価）

上記（２）の考え方に基づき、令和８年の発電分に関する第一種特定放射性廃棄物の単位数量（１本）当たりの最終処分業務に必要な金額（拠出金単価）の計算を行った結果は、次のとおり。

拠出金単価：２７９，５６６千円（１本当たり）

$$\left(\frac{5,099,880\text{ 百万円} \quad - \quad 1,348,686\text{ 百万円}}{13,417.9\text{ 本}} \quad = \quad 279,566\text{ 千円} \right)$$

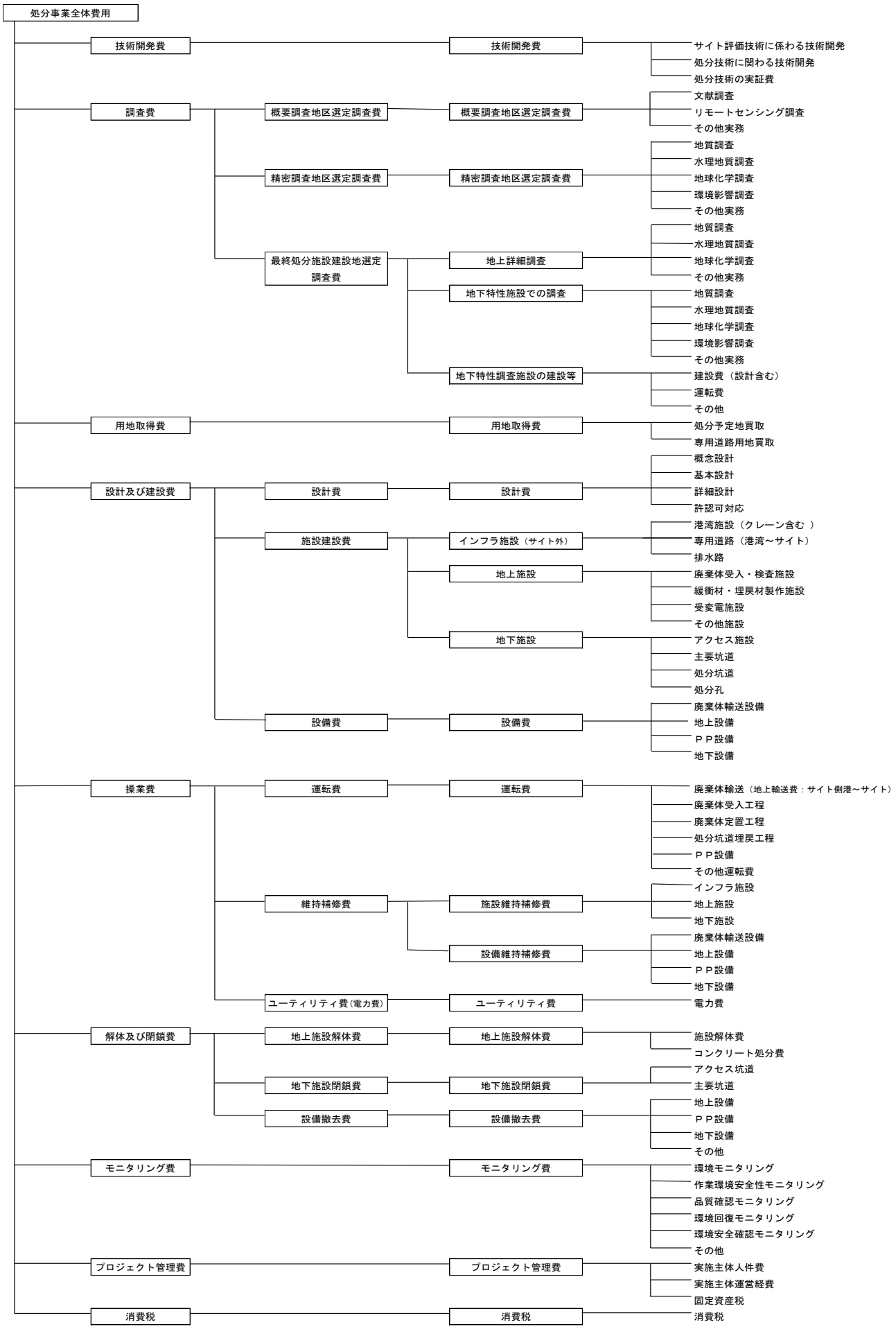
また、上記（２）の考え方に基づき、令和８年の再処理等に関する第二種特定放射性廃棄物の単位数量（１m^3）当たりの最終処分業務に必要な金額（拠出金単価）の計算を行った結果は、次のとおり。

拠出金単価：６９，２８８千円（１m^3当たり）

$$\left(\frac{1,307,308\text{ 百万円} \quad - \quad 97,560\text{ 百万円}}{17,459.5m^3} \quad = \quad 69,288\text{ 千円} \right)$$

別紙１

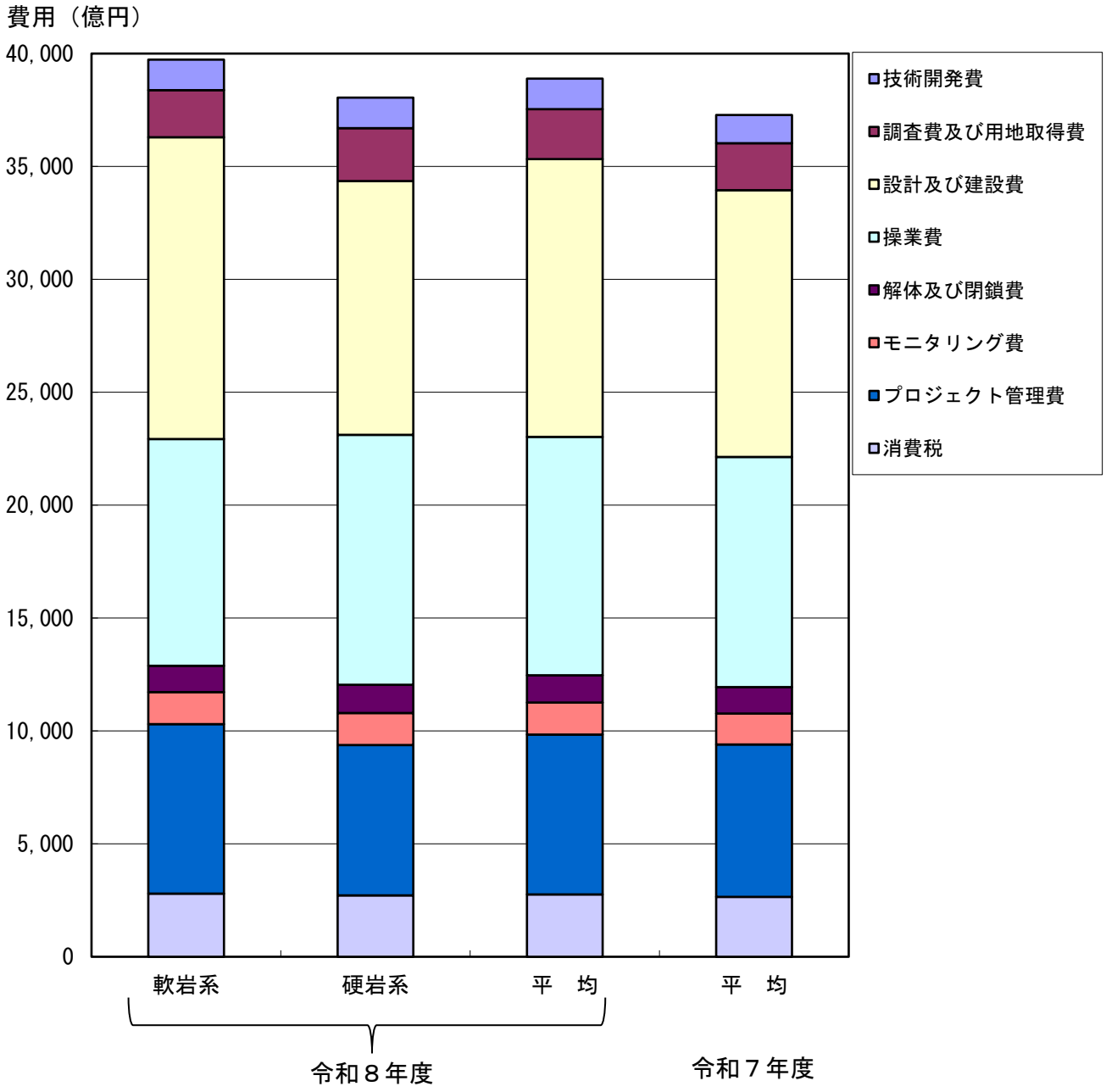
第一種最終処分業務に必要な費用の範囲



第一種最終処分業務に必要な費用の算定結果

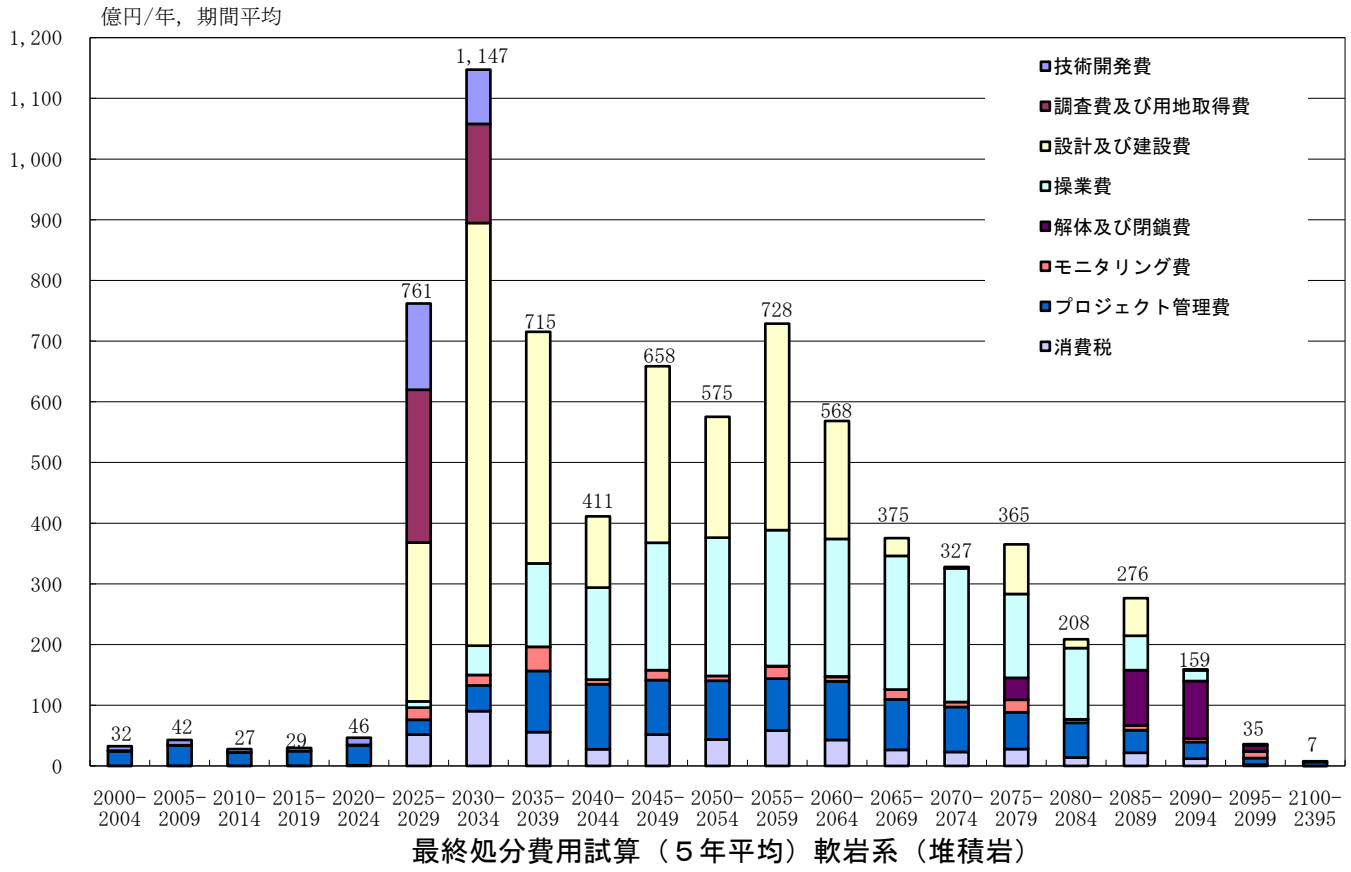
（単位：億円）

	令和８年度			令和７年度	項目別増減
	軟岩系	硬岩系	平均	平均	
技術開発費	1,352	1,352	1,352	1,250	102 （ 8.2 % ）
調査費及び用地取得費	2,086	2,343	2,214	2,078	136 （ 6.6 % ）
設計及び建設費	13,366	11,238	12,302	11,815	486 （ 4.1 % ）
操業費	10,039	11,070	10,555	10,195	359 （ 3.5 % ）
解体及び閉鎖費	1,169	1,251	1,210	1,174	36 （ 3.1 % ）
モニタリング費	1,417	1,417	1,417	1,369	47 （ 3.5 % ）
プロジェクト管理費	7,506	6,659	7,083	6,749	333 （ 4.9 % ）
消費税	2,798	2,720	2,759	2,651	107 （ 4.1 % ）
合計	39,736	38,054	38,895	37,284	1,610 （ 4.3 % ）



別紙３

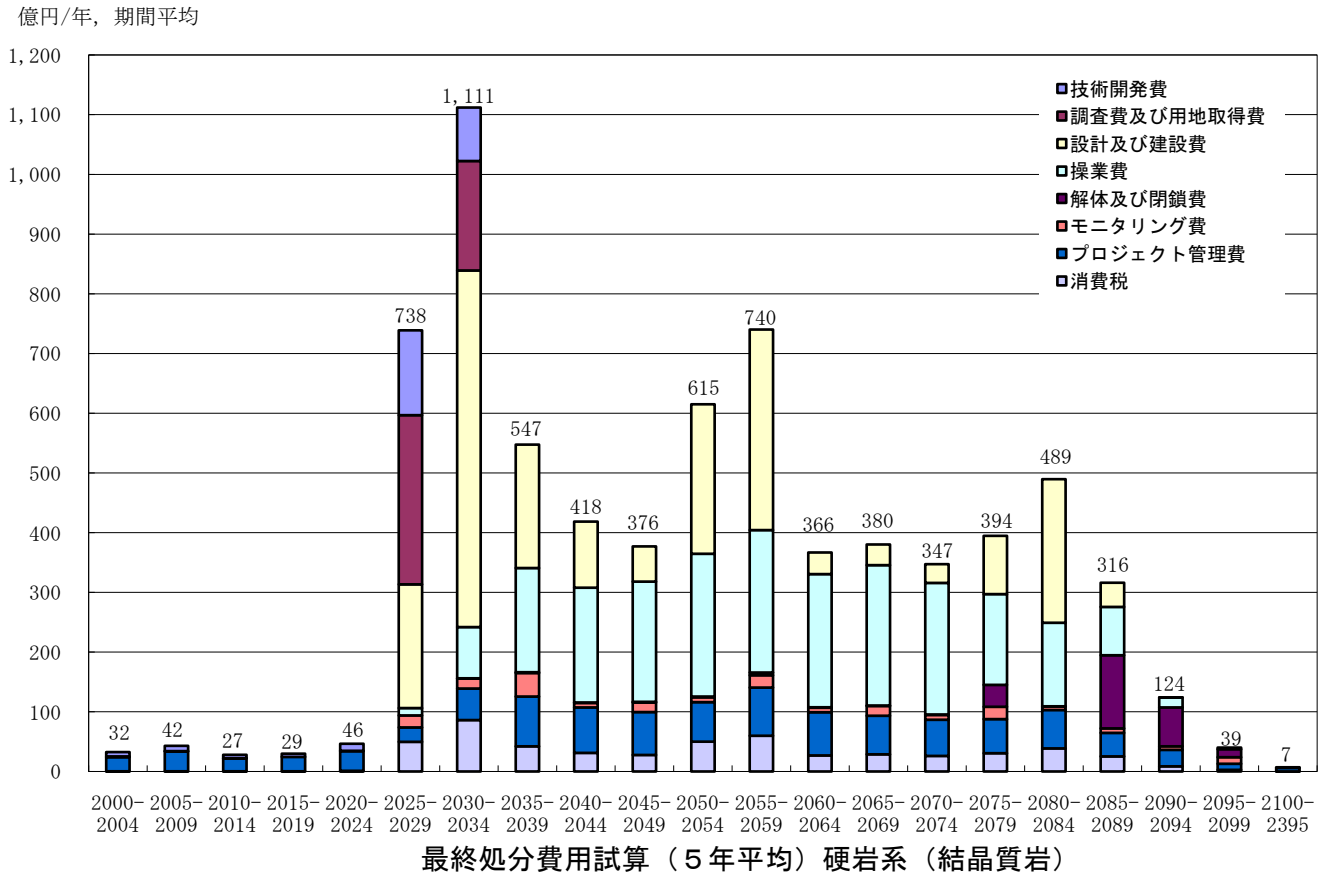
第一種最終処分業務に必要な費用（堆積岩）



最終処分費用試算（５年平均）軟岩系（堆積岩）

別紙４

第一種最終処分業務に必要な費用（結晶質岩）



最終処分費用試算（５年平均）硬岩系（結晶質岩）

第一種特定放射性廃棄物の量の見込みについて

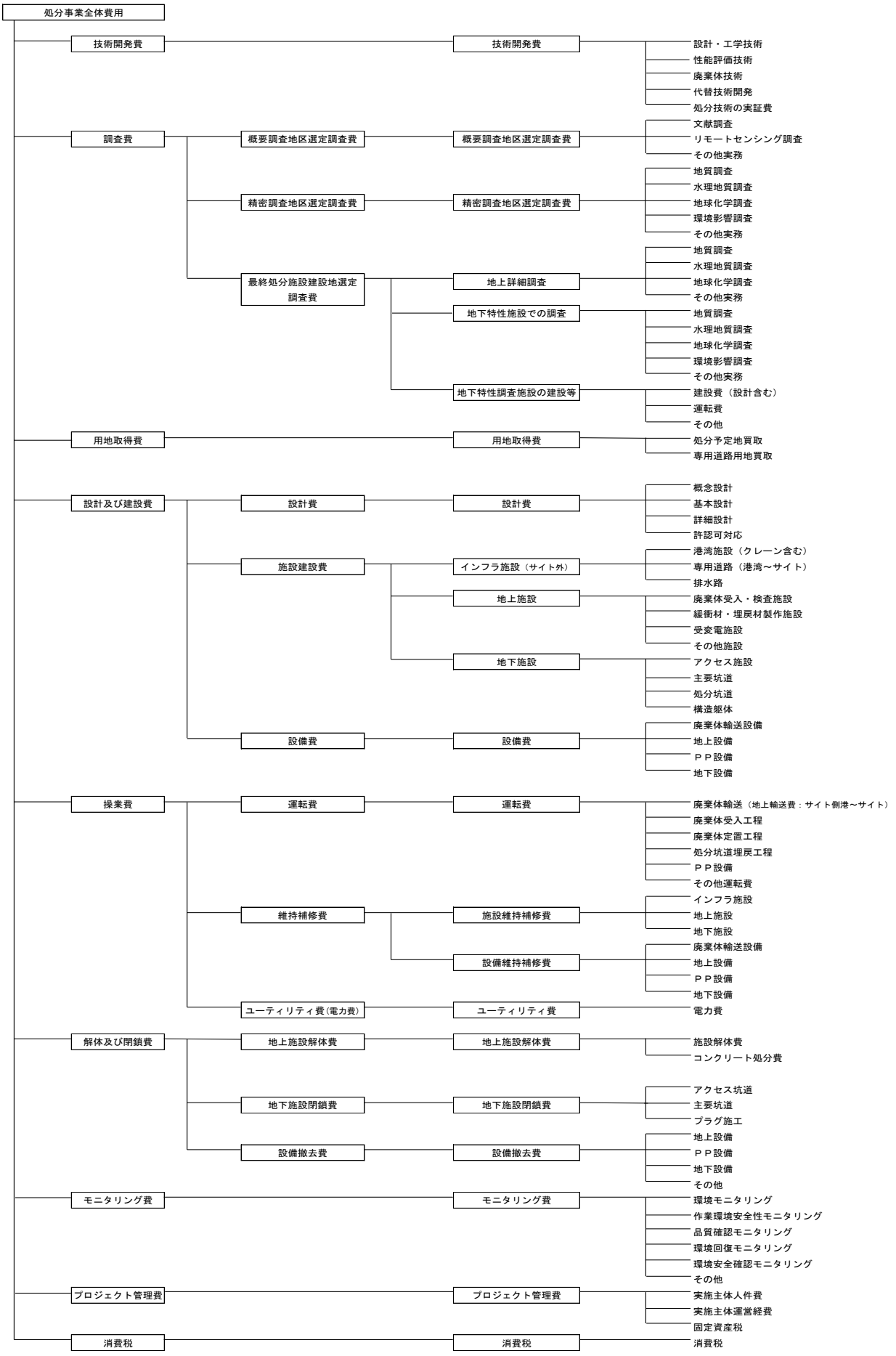
（単位：本）

年	拠出金が手当てされた量	令和８年
当年分※１	約 13,600	約 1,500
過去分※２	約 13,300	―
計	約 26,900	約 1,500

※１　令和８年の当年分の発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」（平成２０年３月改定）の第１の１の（４）の「第一種特定放射性廃棄物の量の見込み」を参照。平成２９年以降の各年における発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量は、平成２８年（約１，５００本）と同程度という前提をおいている。

※２　過去分の発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第一種特定放射性廃棄物の量は、約１３，３００本と見込まれており、これを平成１２年からの１５年間に分割。（なお、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、平成１２年度は過去分を２回分拠出している。）

第二種最終処分業務に必要な費用の範囲

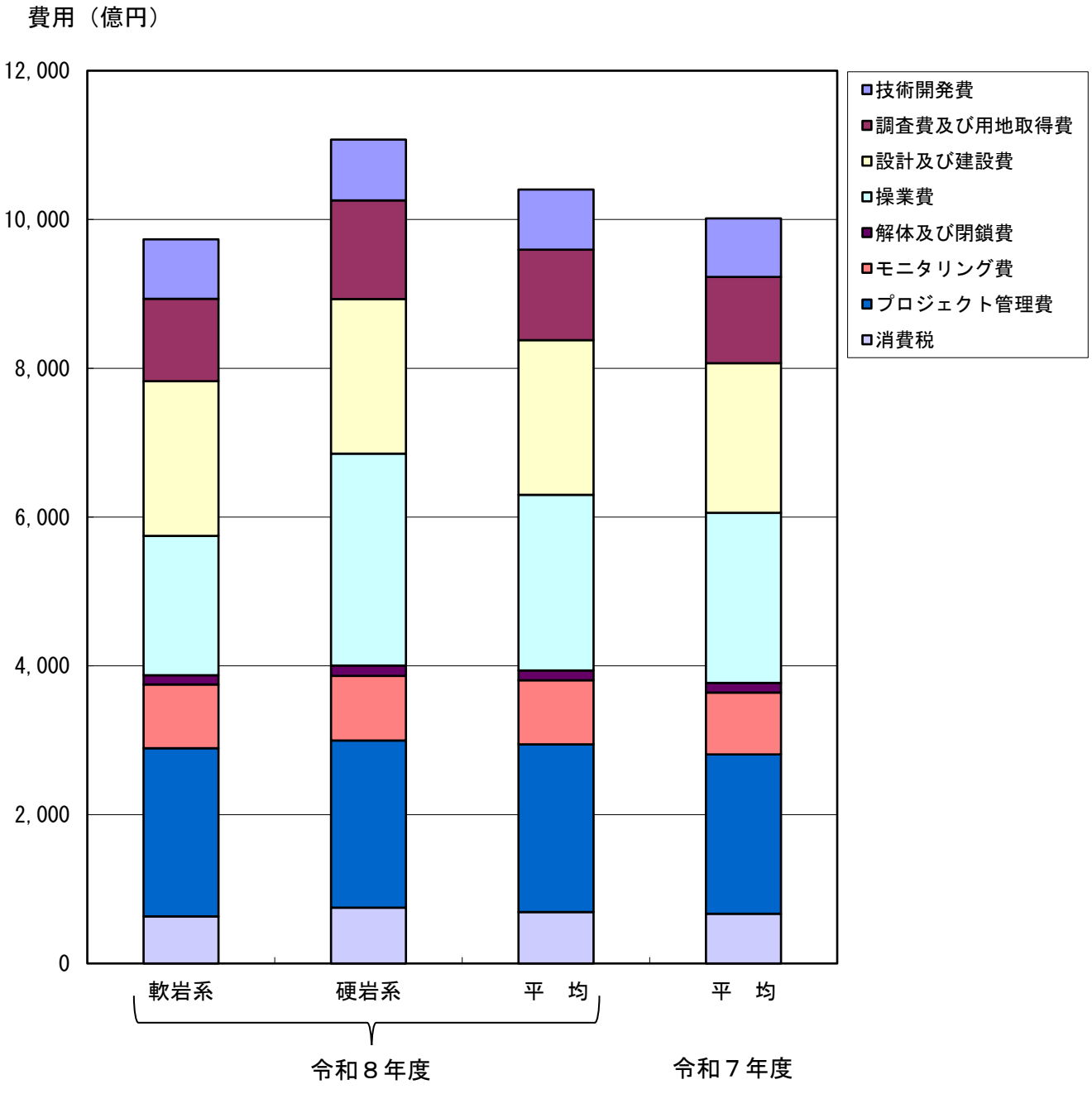


別紙７

第二種最終処分業務に必要な費用の算定結果

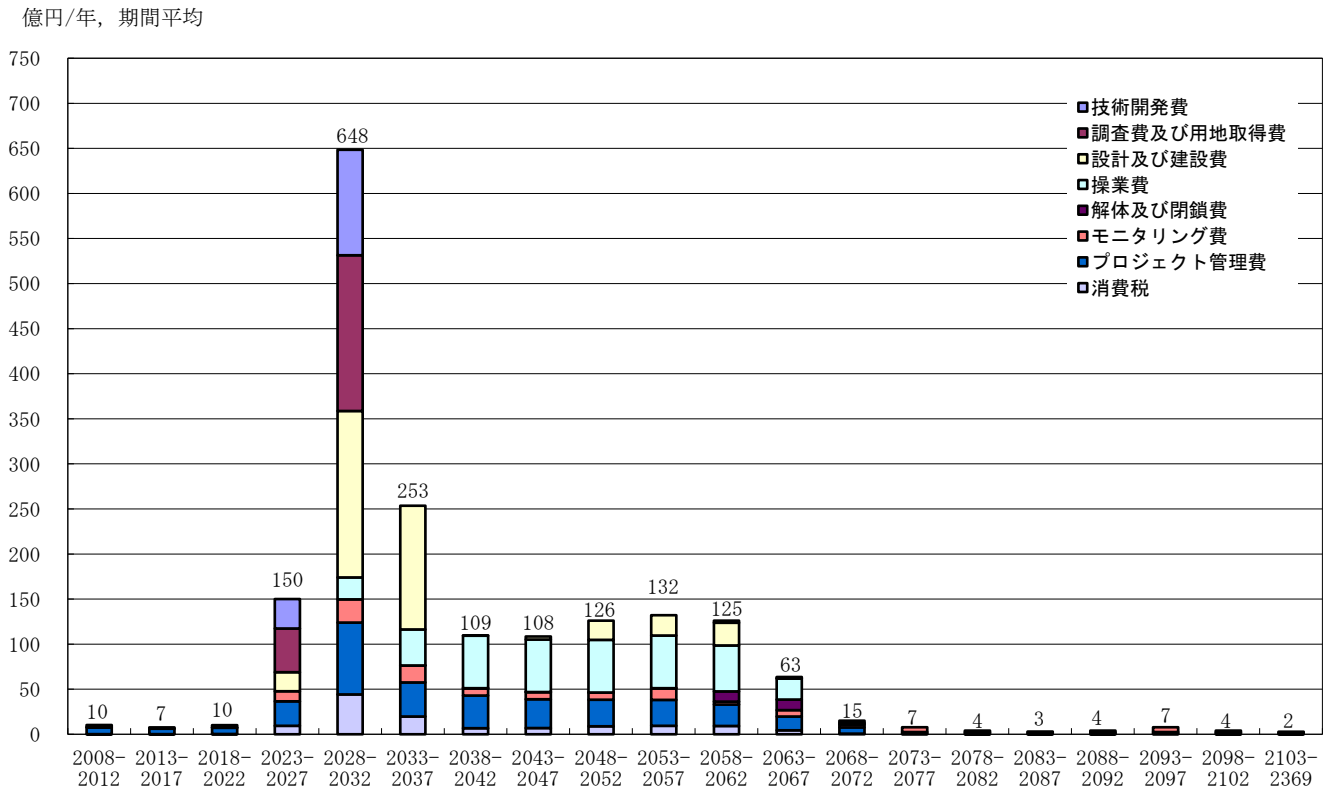
（単位：億円）

	令和８年度			令和７年度	項目別増減
	軟岩系	硬岩系	平均	平均	
技術開発費	801	817	809	787	21 （ 2.7 % ）
調査費及び用地取得費	1,106	1,325	1,216	1,160	55 （ 4.8 % ）
設計及び建設費	2,080	2,078	2,079	2,011	67 （ 3.3 % ）
操業費	1,873	2,848	2,360	2,286	73 （ 3.2 % ）
解体及び閉鎖費	125	139	132	129	3 （ 2.5 % ）
モニタリング費	856	869	862	833	28 （ 3.5 % ）
プロジェクト管理費	2,261	2,247	2,254	2,141	112 （ 5.3 % ）
消費税	632	750	691	668	22 （ 3.4 % ）
合計	9,735	11,076	10,406	10,020	385 （ 3.8 % ）



別紙８

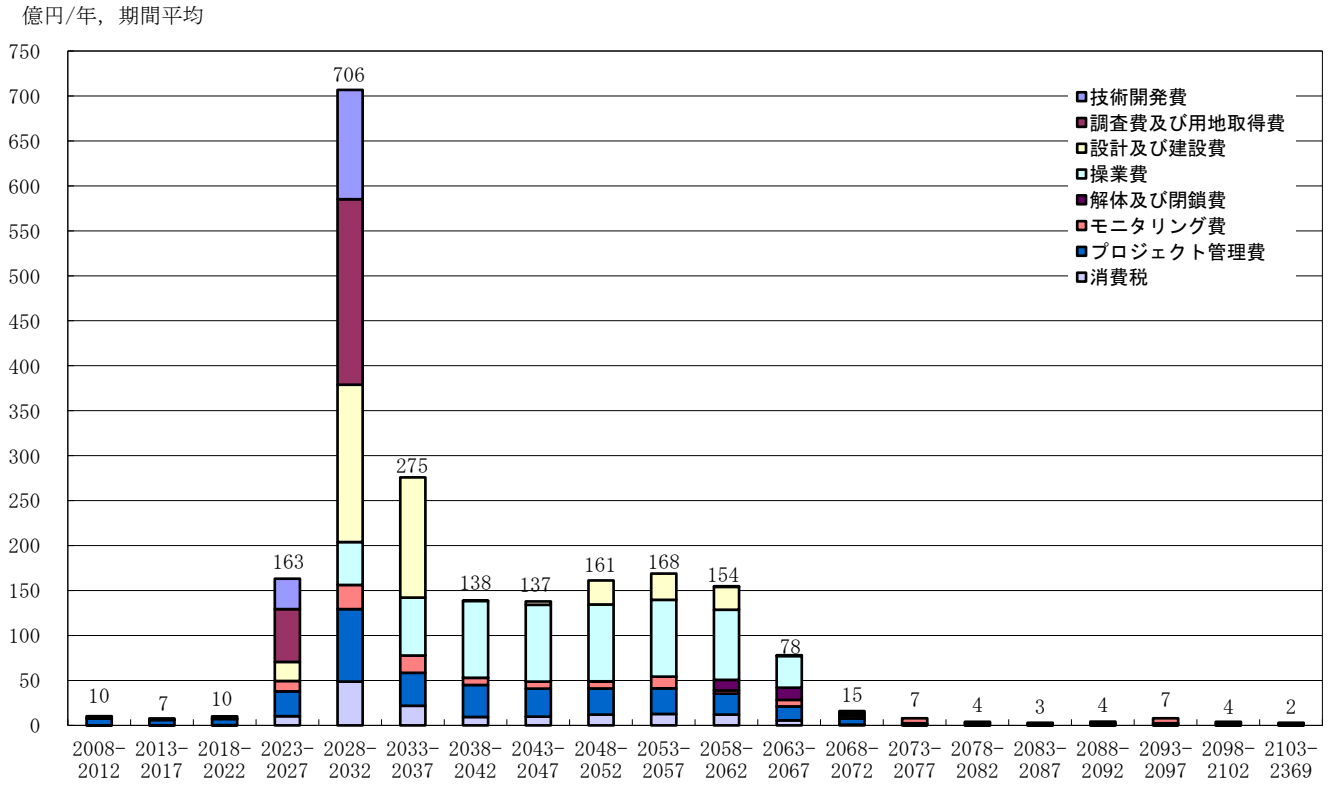
第二種最終処分業務に必要な費用（堆積岩）



最終処分費用試算（５年平均）軟岩系（堆積岩）

別紙９

第二種最終処分業務に必要な費用（結晶質岩）



最終処分費用試算（５年平均）硬岩系（結晶質岩）

第二種特定放射性廃棄物の量の見込みについて

（単位：㎥）

年	拠出金が手当てされた量	令和８年
当年分※１	約 40	－
過去分※２	約 2,630	約 140
計	約 2,670	約 140

※１　発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第二種特定放射性廃棄物の量は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」（平成２０年３月改定）の第１の２「第二種特定放射性廃棄物の量の見込み」を参照。当該廃棄物の総量は、現在の再処理施設等の操業計画等を勘案し、約１８，１００㎥と見込んでいる。

※２　過去分の発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる第二種特定放射性廃棄物の量は、約４，１００㎥と見込まれており、これを平成２０年からの３０年間に分割。（なお、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、平成２０年度は過去分を２回分拠出している。）